

名取市子ども読書活動 推進計画(第三次)

令和8年度～令和12年度



「読みたい、知りたい、学びたい」をかなえる
読書環境をつくり、豊かな心を育む

令和8年3月
名取市

はじめに

子どもの読書活動は「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」です。（「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条より）。これからの日々変化し複雑化する社会で生きていく子どもにとって、様々な課題を克服して、より主体的に、より豊かに生きていくうえで、読書活動はますます欠かせないものとなっています。

本市では、昭和50年代前半から全ての小中学校に学校司書を配置しました。また、平成19年に子ども読書活動推進計画、令和3年に子ども読書活動推進計画(第二次)を策定し、図書館と学校図書館の連携強化を図り、多くの皆様のご協力を得ながら、家庭、地域、学校、図書館等様々な場所、機会において子どもが読書に親しむことができるよう読書活動の推進と充実に努めてまいりました。

このたび、子ども読書活動推進計画(第二次)の成果と課題を踏まえ、子ども読書活動推進計画(第三次)を策定いたしました。

第三次計画では、【「読みたい、知りたい、学びたい」をかなえる読書環境をつくり、豊かな心を育む】を基本理念としました。また、基本理念を実現するために「子ども読書活動の推進」、「子ども読書環境の整備」、「地域と連携した普及啓発活動」を基本目標とし、子どもが本に親しみ、意欲的に読書を行えるように取り組んでまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご意見をお寄せいただきました関係機関の皆様をはじめ、子ども読書活動に携わる関係者各位に、心より御礼を申し上げます。

令和8年3月

名取市教育委員会

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 子どもの読書活動を推進する意義	1
2 計画策定の背景と趣旨	1
3 計画の位置付け.....	3
4 計画の期間	3
5 計画の対象	3
第2章 第二次計画の取組状況と課題	4
1 第二次計画の取組状況と課題	4
（1）子ども読書活動の推進	4
（2）子ども読書環境の整備	5
（3）多様な主体と連携した普及啓発活動	6
（4）課題	7
2 成果指数と実績	10
第3章 第三次計画の基本理念と基本目標	12
1 基本理念	12
2 基本目標	12
3 数値目標	13
第4章 施策体系.....	14
第5章 具体的な取組	16
1 基本目標Ⅰ 子ども読書活動の推進	16
2 基本目標Ⅱ 子ども読書環境の整備	18
3 基本目標Ⅲ 地域と連携した普及啓発活動	19

第6章 計画の実現に向けて	20
1 計画の進捗状況の把握	20
2 関係機関・団体との情報共有	20
3 子どもの目線に立った読書活動の推進	20

【資料編】

1 「令和7年度名取市子ども読書活動に関するアンケート調査」の結果	21
2 名取市図書館利用状況	25
3 子どもの読書活動の推進に関する法律	26
4 名取市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項	28
5 名取市子ども読書活動推進計画(第三次)策定の経過	30

第1章 計画の策定にあたって

1 子どもの読書活動を推進する意義

国は平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」の中で、「子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」としています。

子どもは読書活動を通じて、読解力や想像力、思考力を養うことができます。また、本と出会うことにより、子どもたちは様々な人生や多様な価値観にふれ、他者への思いやりが養われたり、新しい世界にふれることで、社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓くための心を育ててくれます。

令和5年3月に国が示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」においても、本を読むことそのものの楽しさや、読書体験によって得られる充実感、満足感は生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながると期待されています。

そのため、全ての子どもたちが、あらゆる場所で、自主的に意欲的に読書活動ができるように、社会全体で子どもの読書活動を支えていく必要があります。

2 計画策定の背景と趣旨

(1) 国の動向

国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布し、平成14年に「子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。その後、おおむね5年ごとに計画を更新し、令和5年に第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定されました。

第五次計画では、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるよう、以下の点を考慮し、社会全体で子どもの読書活動を推進するとの方針が示されました。

① 不読率^(※1)の低減

就学前からの読み聞かせ^(※2)等の促進、入学時の学校図書館オリエンテーション等の充実、不読率が高い状態の続く高校生への探求的な学習活動等での図書館等の活用促進、大人を含めた読書計画の策定等。

② 多様な子どもたちの読書機会の確保

障がいのある子ども、日本語指導を必要とする子ども等、多様な子どもの可能性を

引き出すための読書環境を整備。

③ デジタル社会に対応した読書環境の整備

社会のデジタル化、GIGA スクール構想等の進展等を踏まえ、言語能力や情報活用能力を育むとともに、緊急時等を含む多様な状況における図書への継続的なアクセスを可能とするために、図書館及び学校図書館等の DX を進める。

④ 子どもの視点に立った読書活動の推進

子どもが主体的に読書活動を行えるよう、子どもの意見聴取の機会を確保し、取組に反映させる。

(2) 宮城県の動向

宮城県は平成 16 年に「みやぎ子ども読書活動推進計画」を策定し、その後、おおむね 5 年ごとに新たな計画を策定し、令和 6 年に「第五次みやぎ子ども読書活動推進計画」が策定されました。

第五次計画では、「みやぎの子どもたちが、高い志と思いやりを持ち、主体的に学び、考え、行動できる力を身に付けられるよう、いつでも・どこでも・自分らしい読書ができる環境の整備、充実を図ります」という基本理念をもとに、「読書に親しむ機会の充実」、「読書活動の推進体制の充実」、「読書活動の普及・啓発」の 3 つの活動方針を定めています。

また、これらを実現するために、「子どもたちの多様な読書活動の推進」、「デジタルを活用した読書活動の推進」、「家庭・地域・学校等の連携による読書活動の推進体制の充実」、「子どもの読書活動を担う人材の育成」、「普及・啓発活動の促進」の 5 つの施策で子ども読書活動を推進することとしています。

(3) 名取市の状況

名取市では、平成 19 年に「すべての子どもがいつでもどこでも、自主的に、意欲的に読書に親しむ環境をつくり、こころ豊かでたくましい名取の子どもを育てよう。」を計画目標にした「名取市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

その後、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災により、第二次計画を策定できない状況が続いておりましたが、令和 3 年に「全ての子どもがいつでもどこでも、自主的に意欲的に読書に親しむ環境づくり」を基本理念とした「名取市子ども読書活動推進計画」(第二次)を策定しました。

3 計画の位置付け

本計画は「名取市第六次長期総合計画」を上位計画とし、「名取市教育振興基本計画」の個別計画として、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項に規定する「市町村子ども読書活動推進計画」として策定するものです。

4 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

5 計画の対象

計画の対象は、0歳から18歳までとします。また、保護者をはじめ、子どもの読書活動に関わる市民や地域、学校、行政、関係機関も対象としています。

(※1) 不読率

1か月に教科書、参考書、漫画、雑誌を除いて、全く本を読まない人の割合。

(※2) 読み聞かせ

子どもに絵本等を読んで聞かせること。読み聞かせを通じて、言葉を獲得するだけでなく、本への関心を高めることができる。

第2章 第二次計画の取組状況と課題

1 第二次計画の取組状況と課題

第二次計画では「全ての子どもがいつでもどこでも、自主的に意欲的に読書に親しむ環境づくり」を基本理念として「子ども読書活動の推進」、「子ども読書環境の整備」、「多様な主体と連携した普及啓発活動」の3つの基本目標を掲げました。各目標を実現するために取組実施状況は次のとおりです。

(1) 子ども読書活動の推進（担当：各施設）

① 家庭や地域における子ども読書活動の推進

図書館では家庭での読み聞かせを推進するための赤ちゃん絵本ガイドブック「絵本のぽっけ」、幼児向けブックリスト^(※3)「きせつのほんだな」を作成・配布しました。また、司書による読み聞かせ、図書館のお仕事紹介のほか公民館主催講座での絵本の紹介を実施しました。

小・中・義務教育学校では本の紹介や読書関連イベントを周知するために「図書館だより」や「学校の図書館」（学校司書会発行保護者向け広報紙）を活用しました。また、夏休みや冬休み期間を利用しての親子読書を推奨するため、家読（うちどく）カード^(※4)を配布しました。ほかにも「家読（うちどく）^(※5)推進の日」を設け、家庭でのふれあい読書を児童と家庭に働きかけました。

名取市子育て支援拠点施設^(※6)cocoi'll（ここいる）では、「ぺんぎんさんのおはなし会」を開催しました。季節や行事にちなんだ絵本の読み聞かせ、手遊び、ふれあい遊び等を実施し、また、絵本コーナーでは季節やテーマを決めて、お勧めの絵本を掲出しました。

保健センターでは、7か月児相談で図書館利用案内を配布し、親子で図書に触れるきっかけを作りました。幼児健診では、健診の待ち時間に親子で絵本を読めるように準備しました。1歳8か月児健診では、食育指導として大型絵本の読み聞かせを実施しました。

② 保育施設^(※7)における子ども読書活動の推進

子どもの興味関心、年齢や発達、季節や行事に合わせて絵本や紙芝居の読み聞かせを行いました。その日に読んだ本を毎日展示することで、保護者に読書活動の様子が伝わるように工夫したほか、絵本の世界につながる給食の提供を企画し、子どもと保

護者の記憶に残る活動を実施しました。また、毎月図書館の絵本を借りて、図書館の絵本を自由に見る機会作り（ホールに図書館のような環境を作る）を実施しました。

③ 児童センターにおける子ども読書活動の推進

子育て支援事業の一環として、乳幼児と保護者向けに職員による絵本の読み聞かせ会を実施しました。また、ボランティア団体による読み聞かせ会も開催することで、子どもたちが普段とは違う雰囲気の中でお話しに聞き入り、保護者からも大変好評でした。一方で、おはなし会^(※8)は低学年が中心となってしまうため、高学年を対象とした事業を展開する必要があります。

他にも、子どもが自ら本を手取ることを意識して新刊コーナーを設けたり、季節や行事に合わせて絵本を展示することで、子どもが本に興味を持つように努めました。

④ 学校における子ども読書活動の推進

読書習慣を身に付けるように働きかけるため、朝読書や昼読書^(※9)を取り入れる学校もありました。読書用の学級文庫の選定を児童が行うようにすることで、児童目線での読書活動の推進が図られました。

学校司書が中心となって、低中学年、特別支援学級への読み聞かせを行い、さらにブックトーク^(※10)やアニメーション^(※11)も取り入れ、様々な角度から読書を楽しめるよう趣向を凝らしました。地域学校協働活動などのボランティアによる読み聞かせやおはなし会を実施しました。

⑤ 図書館における子ども読書活動の推進

本と科学を結び付けた子ども読書活動推進事業「Let's 理科読」や絵本作家による講演会を実施しました。ピヨピヨおはなしタイム（0歳児向け）、ミニミニおはなしタイム（1～3歳向け）を定期的を実施することで、読み聞かせ習慣を奨励しました。「名取市図書館を使った調べる学習コンクール」を開催し、子どもの視野を広げ、本を通して問題を解決する力を養う取組を行いました。

(2) 子ども読書環境の整備（担当：各施設）

① 家庭や地域における子ども読書環境の整備

公民館図書室を充実させるため、図書館職員が住民ニーズを把握しながら図書の入替を行いました。また、公民館まつりでは、出張貸出実施により図書館利用と読書活動の推進を図りました。

② 保育施設における子ども読書環境の整備

展示コーナーを設け、新刊、季節にあわせた絵本などを紹介しました。絵本台帳を整理することで、児童や保護者が利用しやすい環境を作りました。

各施設には図書担当の職員を配置し、展示コーナーや今月のおすすめ絵本等の紹介リーフレット・おたよりを適宜発行しました。令和7年度からはICTも活用しながら、情報発信を行っています。

③ 児童センターにおける子ども読書環境の整備

地域の方からの本の寄付や保護者会から新書を購入してもらうことで、本の種類を増やすことができました。

本棚の整理を児童に任せることで、本に対する愛着や親しみの心を育てることに繋がりました。

④ 学校における子ども読書環境の整備

教員や図書委員によるおすすめの本の紹介や展示を行いました。また、季節やテーマに合わせた図書コーナーを作成し、児童・生徒の関心を引くことを心掛けました。

学校司書が県立図書館の「子どもの本移動展示会」を活用することや、司書間で情報共有することで、児童にとって興味のある本を選定しました。

机のわきに絵本袋を掛けることで、空き時間にすぐに本を読めるようにしたり、図書委員会の企画で、絵本をテーマとした壁面飾りを作成するなど、イベントを通して子ども達が自然と本に触れ合う環境づくりを継続して行いました。

⑤ 図書館における子ども読書環境の整備

宮城県農業高等学校と仙台高等専門学校名取キャンパスの生徒・学生と協働し、「ティーンズコーナー」の本棚を作成しました。読書離れが進む中高生に対して、本を手取るきっかけ作りを行いました。

ゆりが丘、那智が丘、相互台公民館に隔週で巡回し、図書館から離れた地域に住む子どもや保護者でも本が手軽に借りられるようにしました。

(3) 多様な主体と連携した普及啓発活動（担当：生涯学習課、図書館）

① 多様な主体との連携

ボランティア団体「名取市図書館友の会・なとと」によるおはなし会を行いました。また、市民協働課、こども支援課、包括連携協定締結企業などの多様な団体と連携し、おはなし会や保護者向けの講座を実施しました。

② 優れた取組の紹介、意識啓発の充実

おはなし会の様子を SNS で発信し、子ども読書活動推進を広く呼びかけました。夏休み期間中には親子対象講座として一日司書体験をしてもらい、図書館まつりでは図書館バックヤードツアーを開催するなど、図書館に興味を持ってもらえるよう工夫しました。

③ ボランティアや学生による取組の充実

ティーンズコーナー作成は市内高校生が、図書館こどもまつりと図書館体験では市内大学生がボランティアとして参加しました。Let's 理科読では中学生、高校生、大学生、「名取市図書館友の会・なとと」などの多くの団体から協力をいただきました。

(4) 課題

第二次計画においては、計画目標で掲げた子ども読書推進に向けた様々な取組を実施することができ、読書習慣の定着に一定数の効果があったと見受けられます。

しかしながら、年齢が上がるにつれて、不読率が高くなる傾向は依然として変わらない状況が続いています。一方で、子どものスマートフォン利用時間は増加傾向にあることから、電子書籍の利活用も含め、年齢に合わせた効果的な啓発方法を検討することが重要です。

また、各施設の図書館(室)利用者が固定化し、推進活動に関する事業の応募者数も横ばいの状況が続いています。効果的な読書活動の推進を図るために、図書担当者間で情報共有や合同研修等を実施するなどの取組が必要です。

(※3) ブックリスト

対象者の年齢やテーマに沿って選んだ「おすすめ」の図書一覧。

(※4) 家読(うちどく)カード

家読(うちどく)の際に使用する記録カード。読んだ本についての感想や印象に残った場面を子どもや親が記入するもの。

(※5) 家読(うちどく)

家庭内での読書活動。親子で同じ本、あるいは別の本を読み、それぞれが読んだ本についての感想を話し合う。読書習慣をつけるとともに、家族間でのコミュニケーションを図ろうとするもの。

- (※6) 子育て支援拠点施設
子育て支援センター、子育てひろばを指す。

- (※7) 保育施設
公立保育所、私立の認可保育所、認定こども園を指す。

- (※8) おはなし会
読み聞かせのほか、ブックトーク、ストーリーテリング（物語を覚えて語ること）、
わらべうたや手遊びを行うこと。

- (※9) 朝読書・昼読書
学校で朝の授業が始まる前や昼休みを利用して、一斉に本を読む活動のこと。

- (※10) ブックトーク
ひとつのテーマに沿って数冊の本を紹介していく方法。

- (※11) アニマシオン
本を使ったゲームなどを行うことで、子どもを本の世界に誘う方法のこと。



<おはなし会>

2 成果指標と実績

成果指標		基準値 (令和2年度)	目標値 (令和7年度)	実績 (令和7年度)	評価	参考:宮城県実績 (令和6年度)
1か月あたりの読書 冊数	小学生	12.5冊	13冊以上	16.6冊	A	10.1冊
	中学生	4.8冊	6冊以上	5.1冊	B	4.8冊
不読率	小学生	※推計値4% (注1)	3%以下	3.2%	B	13.8%
	中学生	※推計値9% (注1)	8%以下	15.8%	D	19.8%
学校図書館の1人あた りの年間貸出冊数	小学生	97冊	100冊以上	111冊 (令和6年度)	A	46.2冊 (令和5年度)
	中学生	7冊	8冊以上	14冊 (令和6年度)	A	5.5冊 (令和5年度)
図書館の子ども向け蔵 書の年間貸出冊数 (注2)	個人	190,379冊	210,000冊以上	213,266冊 (令和6年度)	A	
	団体	2,838冊	5,000冊以上	6,629冊 (令和6年度)	A	
図書館の16～18歳の 年間貸出冊数	高校生	5,696冊	8,000冊以上	4,684冊 (令和6年度)	D	

<評価区分>

A	目標に達した
B	目標に達していないが改善
C	変わらない(±1%以内)
D	悪化している

(注1) 不読率の算定にあたり、全国や宮城県では朝読書を読書冊数に含めていますが、本市では基準値(令和2年度)に読書冊数に含めていなかったため、宮城県の読書アンケート調査における名取市分を基準値としています。なお、目標値及び実績には朝読書が含まれています。

(注2) 子ども向け蔵書は、児童書、児童文学書、絵本、紙芝居です。

小学生については、おおむね目標を達成することができました。中学生については、読書冊数などは改善していますが、不読率は悪化傾向にあり、読書をする生徒としない生徒が二極化している現状がうかがえます。

また、高校生の読書指標として用いる図書館の年間貸出冊数についても、令和2年度より減少しましたが、図書館の自習スペース増設や、ティーンズコーナー作成等、中高生を意識した取組を行うことで、利用者は年々増加しています。

本に触れる機会は貸出に限らず、図書館でゆっくり読書をしたり、書店での購入、電子書籍など多様化しています。これらのことから、次期計画の数値目標から貸出冊数の項目は外すこととしつつ、今後も中高生が図書館に来る機会や、本に興味を持つ取組を継続していきます。



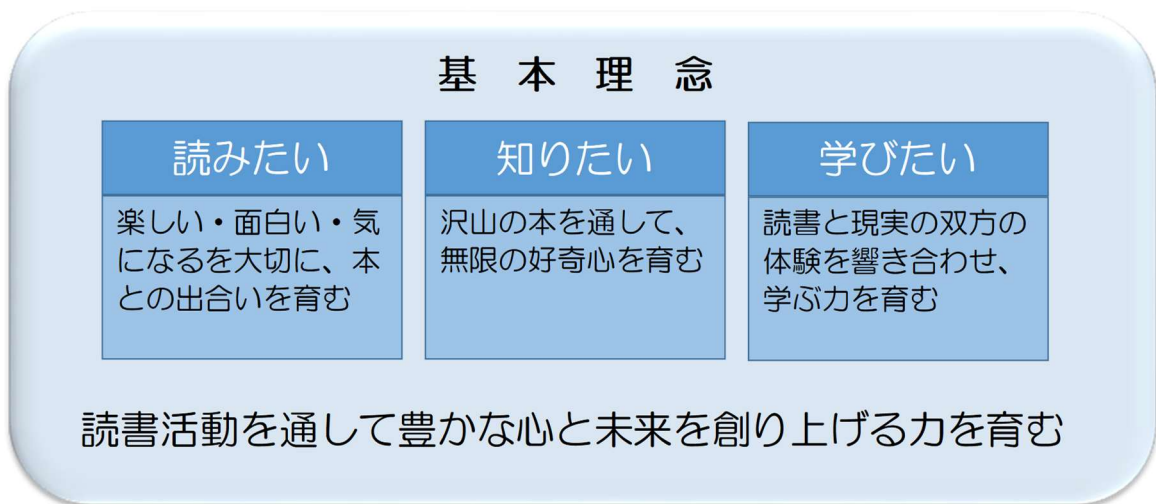
<名取市図書館来館者 30 万人達成セレモニー>

第3章 第三次計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

「読みたい、知りたい、学びたい」をかなえる読書環境をつくり、豊かな心を育む

第三次計画では、子どもが意欲的に読書に親しむ環境整備を図るとともに、読書活動を通して様々な言葉や価値観を培い、豊かな心と未来を創り上げる力を育むことを目指し、地域全体で環境づくりを進めていきます。



2 基本目標

基本目標Ⅰ 子ども読書活動の推進

子どもが読書に親しむことができるように、家庭・地域・学校等身近な場所で読書に親しめる機会を提供していきます。また、子どもにとって読書がいかに大切かということ、子どものそばにいる大人が認識することが重要です。子どもが意欲的に本を楽しむことができるよう、関係機関が連携し読書活動を推進します。

基本目標Ⅱ 子ども読書環境の整備

子どもが読書を身近に感じ、自然と多くの本に出合えるように読書環境の整備を推進します。子どもの発達段階に応じて読書環境を整え、興味を引くような本の展示や紹介を行うことで、日常的に読書が楽しめるようにします。

基本目標Ⅲ 地域と連携した普及啓発活動

子どもの読書活動を支えるためには、身近な家庭や学校だけでなく、地域全体で読書活動の意義や重要性を示していく必要があります。ボランティア団体、大学等と連携して普及啓発活動を行い、子ども読書活動を広めていきます。

3 数値目標

成果指標		市		宮城県	
		基準値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)	基準値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
1か月あたりの読書 冊数	小学生	16.6冊	17.0冊以上	10.7冊	13.1冊以上
	中学生	5.1冊	6.9冊以上	4.1冊	4.6冊以上
不読率	小学生	3.2%	3.0%以下	11.9%	7.0%以下
	中学生	15.8%	14.2%以下	22.0%	16.0%以下
学校図書館の1人あ たりの年間貸出冊数	小学生	111冊 (令和6年度)	118.7冊 (令和11年度)	45.1冊	50.2冊以上
	中学生	14冊 (令和6年度)	15.4冊 (令和11年度)	6.7冊	7.3冊以上

第4章 施策体系

基本理念 「読みたい、知りたい、学びたい」をかなえる読書環境をつくり、豊かな心を育む		
基本目標	施策	取組
I 子ども読書活動の推進	<p>A 家庭や地域における子ども読書活動の推進</p> <p>B 保育施設・児童センターにおける子ども読書活動の推進</p> <p>C 学校における子ども読書活動の推進</p> <p>D 図書館における子ども読書活動の推進</p>	<p>1 乳幼児健診や子育て講座等での読書の啓発</p> <p>2 読書活動を推奨する広報紙の作成、家読（うちどく）の推奨</p> <p>3 読書に対する子どもの意見の聴取</p> <p>4 本への興味を育むイベントの開催</p> <p>5 読書活動・啓発活動の実施</p> <p>6 子どもの読書に関する講演会等の実施</p> <p>7 「名取市図書館を使った調べる学習コンクール」の開催</p> <p>【A～Dの施策に共通の取組】</p> <p>8 ボランティアと連携した読み聞かせ、おはなし会の実施</p> <p>9 ブックリストの作成・提供</p> <p>10 展示の優良事例の紹介</p>
II 子ども読書環境の整備	<p>A 家庭や地域における子ども読書環境の整備</p> <p>B 保育施設・児童センターにおける子ども読書環境の整備</p> <p>C 学校における子ども読書環境の整備</p> <p>D 図書館における子ども読書環境の整備</p>	<p>11 公民館図書室における児童書の充実</p> <p>12 図書館利用が困難な地域への支援</p> <p>13 保育施設・児童センターの図書コーナーの充実</p> <p>14 工夫した本の展示と蔵書の選定</p> <p>15 児童コーナー及びティーンズコーナーの環境整備</p> <p>16 学校図書館等への支援</p>

基本目標	施 策	取 組
III 地域と連携した普及啓発活動	A 優れた取組の紹介、意識啓発の充実 B 地域と連携した取組の充実	17 効果的な情報発信 18 図書館見学会 19 ボランティア、学生、各施設と連携した取組の充実



<絵本作家 高島 那生さん講演会&ワークショップ～絵本であそぼう～>

第5章 具体的な取組

1 基本目標Ⅰ 子ども読書活動の推進

施策	No	取組	取組内容	担 当
A	1	乳幼児健診や子育て講座等での読書の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・読書の楽しさや大切さを推進するために、公民館講座等で絵本の紹介、読み聞かせ、図書館のお仕事紹介を実施します。(図書館) ・7か月児相談で図書館利用案内を配布するほか、乳幼児健診の待ち時間等を利用して親子で図書に触れるきっかけを作ります。(保健センター) 	図書館 保健センター
A	2	読書活動を推奨する広報紙の作成、家読(うちどく)の推奨	<ul style="list-style-type: none"> ・学校司書が児童・生徒・保護者に向けて図書館だよりを発行します。 ・家読(うちどく)カード等を活用し、家読(うちどく)を推奨します。 	学校
A	3	読書に対する子どもの意見の聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・市内小・中・義務教育学校にアンケートを実施します。アンケート内容を精査し、単に読書冊数や不読率を調べるだけでなく、全ての子どもの意見に耳を傾け、実態を把握します。さらに、読書を楽しむための施策を検討します。 	生涯学習課
B	4	本への興味を育むイベントの開催	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本の世界観を給食で表現し、食べて味わいながら本と食の興味を育みます。(保育施設) ・施設利用者がみんなで本を楽しめるように、季節や行事内容を織り交ぜた読書に関わるイベントを開催します。(児童センター) 	保育施設 児童センター
C	5	読書活動・啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・朝読書や昼読書で、読書習慣の定着を支援します。図書の時間にブックトーク等の様々な方法で、読書を楽しめる活動を行います。「学校図書館まつり」など、学校図書館を身近に感じられるイベントを実施します。 	学校
D	6	子どもの読書に関する講演会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・絵本作家や児童文学作家等による講演会等を開催します。 	図書館
D	7	「図書館を使った調べる学習コンクール」の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の夏休み期間において、図書館の資料を使い調べ学習の作品募集をします。 	図書館

施策	No	取組	取組内容	担 当
A ∩ D	8	ボランティアと連携した読み聞かせ、おはなし会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアと連携して、読み聞かせやおはなし会を実施します。(各施設) ・紙芝居等の実演に必要な備品類を提供します。(図書館) ・職員だけでなくボランティアも読み聞かせを行うことで、児童には普段とは違った雰囲気ですぐ読書を楽しんでもらいます。(保育施設、児童センター) ・「ぺんぎんさんのおはなし会」や学生による読み聞かせを行い、乳幼児と保護者が絵本に親しみ、読み聞かせが広まる機会を作ります。(子育て支援拠点施設) ・地域学校協働活動などのボランティアによる読み聞かせを行います。(学校) 	図書館 保育施設 児童センター 子育て支援拠点施設 学校
A ∩ D	9	ブックリストの作成・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・赤ちゃん対象の「えほんのぼっけ」、幼児対象の「きせつのほんだな」のほか、小中学生を対象としたブックリストやパスファインダー^(※12)を作成・提供します。(図書館) ・保育施設で活用した絵本等のブックリストを提供します。(保育施設) ・新しく購入した本を中心におすすめブックリストの作成や紹介を行います。(児童センター) ・学校図書館のブックリストを作成し、本への興味を育みます。(学校) 	図書館 保育施設 児童センター 学校
A ∩ D	10	展示の優良事例の紹介	<ul style="list-style-type: none"> ・季節やテーマごとの展示、市内施設や関係各所との共同展示を行います。また、イベントを開催し読書活動を推進します。(図書館) ・おすすめ絵本の紹介やブックリスト・おやつと絵本の取組など、子どもの様子を保育所内に掲示したり、紙面のほか ICT を活用しながら家庭へ発信・共有します。(保育施設) ・図書委員の児童による本の展示など、活動の充実化を図ります。(児童センター) ・朝読書等の学級文庫を児童生徒が選定・設置します。(学校) 	図書館 保育施設 児童センター 学校

(※12) パスファインダー

調べ方の道案内。調べものをする時に役立つ資料や、調べ方の手順をまとめたもの。

2 基本目標Ⅱ 子ども読書環境の整備

施策	No	取組	取組内容	担 当
A	11	公民館図書室における児童書の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な本の入替を行います。 ・巡回訪問（相互台・ゆりが丘・那智が丘公民館）により貸出を行います。 	図書館
A	12	図書館利用が困難な地域への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学生には学校図書館を通じて団体貸出^(※13)を行い、保育所・幼稚園・児童センター等には団体利用で最大100冊、1カ月間貸し出します。 ・未就学児には各地区の公民館図書室を充実させることで読書環境を整えていきます。 	図書館
B	13	保育施設・児童センターの図書コーナーの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・季節や行事、年齢や興味などによる入替や、おすすめ絵本の展示などを行い、文庫貸出の充実を図ります。（保育施設） ・施設利用者数が増える時期に合わせて本を購入するほか、既存の本の続編など、子どもが興味を持っている本を購入し、文庫を充実します。（児童センター） 	保育施設 児童センター
C	14	工夫した本の展示と蔵書の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・季節やテーマに合わせた様々な本の展示を行います。 ・県図書館の「子どもの本移動展示会」や司書間で情報を共有することで、児童生徒の興味関心がある本を選定します。 	学校
D	15	児童コーナー及びティーンズコーナーの環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書及び教科書関連図書コーナーを設置します。 ・市内学校と連携し、展示を行います。 	図書館
D	16	学校図書館等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・学校図書館支援センター事業として、校外学習の受け入れや団体貸出を行います。 ・学校図書館担当者を対象にした研修会を開催します。 	図書館

(※13) 団体貸出

地域における読書活動を行う施設や団体に本や資料の貸出支援を行うこと。

3 基本目標Ⅲ 地域と連携した普及啓発活動

施策	No	取組	取組内容	担 当
A	17	効果的な情報発信	・ SNS を活用することで、各種行事をはじめ、図書館について広く市民に PR します。	図書館
A	18	図書館見学会	・ 地域の方々に図書館をより身近に感じてもらうため、バックヤードツアー等を開催します。	図書館
B	19	ボランティア、学生、各施設と連携した取組の充実	・ 図書館こどもまつり等の各種行事において、学生も含めたボランティアを募り、地域の交流を図ります。	図書館

第6章 計画の実現に向けて

1 計画の進捗状況の把握

本計画に掲載した施策・取組は、名取市子ども読書活動推進協議会において、計画と取組、達成度等を点検評価し、必要に応じ軌道修正を行うとともに、PDCAサイクルを意識した進行管理に努めます。

2 関係機関・団体との情報共有

事業の円滑な実施に向け、市内の学校や保育施設、児童センター、子育て支援拠点施設、読み聞かせ団体等と、情報共有や意見交換を行い、社会全体で子ども読書活動を推進します。

3 子どもの目線に立った読書活動の推進

子ども読書活動状況を把握するために、市内小・中・義務教育学校にアンケートを実施します。これまでは、読書冊数や不読率を中心とした質問項目となっていましたが、全ての子どもの読書に対する意見に耳を傾け、効果的な読書活動の推進方法を検討します。

資料編

1 「令和7年度名取市子ども読書活動に関するアンケート調査」の結果

■令和7年度名取市子ども読書活動に関するアンケート調査実施要項■

(1) 目的

名取市の子ども読書活動の現状を調査し、今後の子ども読書活動を推進するための各種施策に資することを目的として、名取市の児童生徒を対象にアンケート調査を行うもの。

(2) 調査主体

名取市教育委員会（担当：生涯学習課）

(3) 調査内容（質問項目案は別紙アンケート内容のとおり）

・調査対象期間は令和7年10月の1ヶ月間とする。

○1か月間の読書冊数…平均読書冊数及び不読率の割り出し

○本を読んだ理由…1冊以上回答者のみ

○読まない理由…0冊回答者のみ

○読めなかった理由…0冊回答者のみ

○読みたいと思わなかった理由…0冊回答者のみ

○読書の好き嫌い

○本を手に入れる方法…購入か、借りるのか

○電子書籍を読んだことがあるかどうか

○スマートフォンの利用状況

○名取市図書館の利用について（独自質問）

※独自質問以外は、結果に関する比較考察のため、全国調査や宮城県調査と同様の質問としている。

(4) 調査方法

・調査実施にあたっては、各学校長へ協力要請のうえ行う。

・対象者は、小学4年生から中学3年生までとし、各学校各学年のうち1クラスを抽出して行うものとする。

・回答方法はみやぎ電子申請サービスとし、児童生徒が直接回答を入力する。

・回答後は学校（担任）よりアンケート実施報告書を教育委員会へ送付する。

・教育委員会はアンケート結果を集計のうえ資料作成する。

・アンケート結果について、各学校へ周知（フィードバック）する。

(5) 留意事項

・県アンケート抽出調査に指定される対象学校の学年は対象外とする。

（対象学校：那智が丘小4年生）

(6) 調査期間

令和7年11月4日(火)～11月14日(金)

(7) その他

- ・調査結果は、名取市子ども読書活動推進協議会等へ報告し、名取市子ども読書活動推進計画等の資料として、今後の推進施策に供する。
- ・宮城県調査や学校読書調査(全国)と比較考察を行う。
- ・調査結果は、名取市子ども読書活動推進協議会等へ報告のうえ、公表する。

■アンケート調査結果■

校種	回答数
小学校	851人
中学校	412人
計	1,263人

【質問1】あなたは、今年の10月の1か月の間に何冊くらいの本を読みましたか。

回答	小学生	中学生
0冊の人	27人	65人
合計読書冊数	14,090人	2,103人
平均読書冊数	16.6冊	5.1冊
不読率(%)	3.2%	15.8%

【質問2】質問1で「1冊以上」と答えた人だけに質問です。あなたが本を読んだ理由で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1.学校で本を読む時間があったから(朝読書など)	405人	49.2%	180人	51.9%
2.友達、家族、先生などから読書をすすめられたから	32人	3.9%	6人	1.7%
3.学校の勉強になるから	34人	4.1%	9人	2.6%
4.知らないことがわかるから	129人	15.7%	19人	5.5%
5.テレビや映画を見て、原作を知りたくなったから	37人	4.5%	34人	9.8%
6.話題の本があったから	42人	5.1%	29人	8.4%
7.本を読むことが好きだから	110人	13.3%	47人	13.5%
8.その他	35人	4.2%	23人	6.6%

【質問3】質問1で「0冊」と答えた人だけに質問です。0冊だった理由を教えてください。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1.読みたかったが読めなかった	6人	22.2%	11人	16.9%
2.読みたいとは思わなかった	21人	77.8%	54人	83.1%

【質問4】質問3で「1」と答えた人だけに質問です。読みたかったが読めなかった理由で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1.読みたい本がなかったから	0人	0.0%	1人	9.1%
2.何を讀んだらよいかわからなかった	1人	16.7%	1人	9.1%
3.勉強・塾などで時間がなかったから	0人	0.0%	6人	54.5%
4.部活などで時間がなかったから	0人	0.0%	1人	9.1%
5.習い事などで時間がなかったから	2人	33.3%	1人	9.1%
6.図書館が近くにないから	0人	0.0%	1人	9.1%
7.趣味や好きなことをするために本を読む時間がなかった	2人	33.3%	0人	0.0%
8.その他	1人	16.7%	0人	0.0%

【質問5】質問3で「2」と答えた人だけに質問です。読みたいと思わなかった理由で、もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1.読書はおもしろくないから	9人	42.9%	9人	16.7%
2.読まなくてもいいと思ったから	2人	9.5%	12人	22.2%
3.テレビ番組や動画の方が楽しいから	1人	4.8%	3人	5.6%
4.ゲームやSNSの方が楽しいから	1人	4.8%	9人	16.7%
5.マンガ・雑誌の方がおもしろいから	1人	4.8%	8人	14.8%
6.スポーツや趣味の方が楽しいから	7人	33.3%	10人	18.5%
7.その他	0人	0.0%	3人	5.6%

【質問6】あなたは本を読むことが好きですか。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1.好き	341人	40.1%	139人	34.6%
2.どちらかというが好き	325人	38.2%	180人	44.8%
3.どちらかといえば嫌い	130人	15.3%	56人	13.9%
4.きらい	55人	6.5%	27人	6.7%

【質問7】あなたはいつも、本をどのようにして手に入れることが多いですか。もっとも当てはまるものを1つ選んでください。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1.買う（買ってもらう）	232人	27.3%	242人	58.7%
2.友達・家族・先生から借りる	7人	0.8%	17人	4.1%
3.学校の図書館から借りる	452人	53.1%	89人	21.6%
4.学校以外の図書館から借りる	61人	7.2%	15人	3.6%
5.家にある本を読む	82人	9.6%	45人	10.9%
6.その他	17人	2.0%	4人	1.0%

【質問8】あなたは電子書籍（ケータイ小説やオンライン小説など）読んだことがありますか。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1.よく読む	71人	8.3%	43人	10.4%
2.たまに読む	241人	28.3%	131人	31.8%
3.全く読まない	539人	63.3%	238人	57.8%

【質問9】あなたはスマートフォン（携帯電話）を1日にどのくらい使いますか。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1. 1時間以上	127人	14.9%	22人	5.3%
2. 1時間以上2時間未満	162人	19.0%	77人	18.7%
3. 2時間以上3時間未満	130人	15.3%	99人	24.0%
4. 3時間以上	231人	27.1%	195人	47.3%
5. スマートフォンを持っていない	201人	23.6%	19人	4.6%

【質問10】あなたは名取市図書館をどのくらい利用していますか。

回答	小学生		中学生	
	件数	回答率	件数	回答率
1. 週に1回くらい利用している	47人	5.5%	6人	1.5%
2. 2週間に1回くらい利用している	51人	6.0%	9人	2.2%
3. 月に1回くらい利用している	72人	8.5%	49人	11.9%
4. 今までの何度か利用したことがある	501人	58.9%	268人	65.0%
5. 一度も利用したことがない	167人	19.6%	75人	18.2%
6. 名取市図書館があることを知らなかった	13人	1.5%	5人	1.2%

2 名取市図書館利用状況

年度	開館日数	蔵書数	貸出数	入館者数
R 2	276	209,337	454,839	205,753
R 3	291	217,359	513,437	231,038
R 4	296	226,492	506,435	261,052
R 5	297	233,559	498,767	285,387
R 6	296	240,120	501,564	305,583

3 子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成 13 年法律第 154 号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

4 名取市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要項

(令和3年3月22日教育長決裁)

(設置)

第1条 本市における子どもの読書活動の推進に向けた子ども読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、名取市子ども読書活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育部長の職にある者、副委員長は、教育部次長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第6条 策定委員会に、計画策定の調査及び検討のため、作業部会を置く。

2 作業部会は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。

3 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長は、生涯学習課長の職にある者をもって充て、副部会長は、部員の互選により定める。

5 部会長は、作業部会の事務を総理し、作業部会を代表する。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

7 作業部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が定める。

附 則

この要項は、令和3年3月22日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年11月13日から施行する。

別表 1

委員長	教育部長
副委員長	教育部次長
委員	学校教育課指導主事
	生涯学習課長
	市民協働課長
	こども支援課長
	保健センター所長

別表 2

部会長	生涯学習課長	
学校教育課	担当係長または担当者	1名
	(※) 学校司書	1名
市民協働課	担当係長または担当者	1名
こども支援課	担当係長または担当者	1名
	保育所・児童センター	1名
保健センター	担当係長または担当者	1名

※学校司書＝市立小学校・義務教育学校における正職員の司書とする。

5 名取市子ども読書活動推進計画(第三次)策定の経過

日 付	内 容 等
令和7年12月4日	第1回名取市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・名取市子ども読書活動推進計画の策定趣旨と進め方について
令和7年12月18日	第1回名取市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会 ・計画策定について ・重点項目及び基本項目へのこれまでの取組状況について ・第三次計画の取組、数値目標について
令和7年12月25日	第1回名取市子ども読書活動推進協議会 ・令和7年度名取市子ども読書活動に関するアンケート調査結果について ・名取市子ども読書活動推進計画（第三次）策定について
令和8年1月8日	第2回名取市子ども読書活動推進計画策定委員会作業部会 ・名取市子ども読書活動推進計画（第三次）素案について
令和8年1月9日	名取市図書館協議会 ・名取市子ども読書活動推進計画（第三次）について
令和8年1月20日	第2回名取市子ども読書活動推進計画策定委員会 ・名取市子ども読書活動推進計画（第三次）素案について
令和8年1月22日	第2回名取市子ども読書活動推進協議会 ・名取市子ども読書活動推進計画（第三次）素案について
令和8年1月27日	名取市社会教育委員の会議 ・名取市子ども読書活動推進計画（第三次）素案について
令和8年2月24日 ～3月16日	パブリックコメント（市民からの意見募集）実施
令和8年3月30日	名取市子ども読書活動推進計画（第三次）策定

名取市子ども読書活動推進計画(第三次)

令和8年3月

【編集・発行】

名取市教育委員会生涯学習課

〒981-1224

宮城県名取市増田字柳田570-2 仙台法務局名取出張所2階

TEL 022-724-7173 / FAX 022-384-9690